

若松税理士事務所通信

平成29年 2月号 No.53

<ごあいさつ>

寒い日が続いておりますが、いかがお過ごしでしょうか？インフルエンザやノロウイルス等も流行しているようですので、くれぐれもお体ご自愛下さい。

<確定申告のご案内②>

① 所得税の確定申告について

申告期限は、**3月15日**までとなり、納付期限も同じ日になります。また、振替納税の手続きをしていれば、4月の中旬に指定口座から申告税額を自動的に納税する事も可能です。なお、平成28年分は**4月20日(木)**になります。ただし、転居等により、所轄税務署が変わった場合には、新たに手続きが必要となりますのでご注意ください。また、平成25年1月1～平成49年12月31日(25年間)までの間、**復興特別所得額2.1%**が課税されます。

② 消費税等の確定申告について

申告期限は、**3月31日**までとなり、納付期限も同じ日になります。また、所得税と同様に振替納税の手続きが可能です。なお、平成28年分は**4月25日(火)**になります。ただし、振替納税を初めて利用される方は、口座振替の依頼書を納税の期限までに、所轄税務署に提出する必要があります。

③ 青色申告承認申請手続について

提出期限は、青色申告書による申告をしようとする年の**3月15日**(その年の1月16日以後、新たに事業を開始したり不動産の貸付けをした場合には、その事業開始等の日から2ヶ月以内。)までとなります。なお、相続により事業を承継した場合は、相続開始を知った日(死亡の日)の時期に応じて提出期限が異なりますので、お問い合わせ下さい。

④ 青色事業専従者給与に関する届出について

一定の要件を満たす場合には、支払った給与を経費に算入することができます。提出期限は、青色事業専従者給与額を算入しようとする年の**3月15日**(その年の1月16日以後、新たに事業を開始した場合や新たに専従者がいることとなった場合には、その開始した日や専従者がいることとなった日から2ヶ月以内)までとなります。

※①・②は、申告書の提出後に、税務署から納付書の送付や納税通知書等によるお知らせはありません。また、振替納税を利用されている場合には、通帳残高の確認を行う必要があります。

<2月・3月の税金関係>

- ① 12月決算の確定申告・6月決算の中間申告
- ② 固定資産税の第4期分の納付…2月末日

<若松家の出来事>

現在、長男(年少)、次男(2歳)、長女(4ヶ月)の3児の父親として育児に奮闘しております。

先月は、長女のお宮参りの写真を撮りに行ってきました。ぐずることもなくご機嫌で笑顔だったので、撮影もスムーズに終わりました。来月は、ハーフバースデーの撮影です。過去の写真を見返すと子供の成長の早さを改めて感じます。弟妹思いの優しい長男はしっかりしたお兄ちゃんに、幼かった次男も少しずつお兄ちゃんらしく成長していております。長女も寝返りをマスターして、いつの間にかよく転がっております。

今後も、諸先輩方には、子育て等色々のご指導頂ければ幸いです。



最後までお読みいただきありがとうございます。

ご質問等ございましたら、
電話・メール・FAXにて
お気軽にご連絡下さい。

若松大介税理士事務所
下関市南部町2-7-2F
(弁護士法人ラグーン本店2階)
電話：083-234-1448
FAX：083-234-1449
E-mail：info@wakamatsu-office.com
HP：www.wakamatsu-office.com

